

令和５年度「玉名市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務」に関する仕様書

1. 業務名

議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務

2. 目的

電子データによる議会関連資料等の伝達およびペーパーレス会議の運用に際し、必要となるタブレット型端末及び無線データ通信サービス等の利用契約を行う。

3. 履行期間

令和５年８月１日から令和８年７月３１日まで（３６か月）とする。

但し、令和５年７月１日から令和５年７月３１日まではタブレット機器製品の納入及びキitting作業等の準備期間とする。

なお、諸事情により端末入荷が遅れる場合は、協議のうえ決定する。

4. 契約内容の概要

本仕様書が定める要件に適合するタブレット型端末及び通信サービスを提供するとともに、安定的に通信サービスの使用が行えるよう補償サービス等の提供を行うものとする。

5. 業務の内容

本業務の内容は、次の各項を一括して行うものとする。

（１）タブレット型端末等の提供

- ① iPad Pro 12.9 インチ Wi-Fi+Cellular モデル（ストレージ 64GB 以上）一式 24 台、同一色（AC-ADP、ケーブル込）
- ② 詳細は、「別記１」を満たすものであること。
- ③ 端末機の故障/紛失等に対応する必要な補償サービスを設けること。
- ④ タブレットは「レンタル」とし３年（３６か月）・均等払いとする。

（２）通信サービスの提供

以下の仕様を満たすモバイルデータ通信回線 24 回線を提供すること。

- ① 5G/LTE で接続できるものとし、日本国内において安定的に利用できること。通信速度は受信時最大 150Mbps 以上、送信時最大 50Mbps 以上であること。
- ② 通信サービスの提供は、当該移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。（同電気通信事業者の販売代理店であって熊本県内に事業所を開設している販売代理店を含む）

③ 通信料については、以下のいずれかによること。なお、指定通信量を超える場合の取り扱いについては、別途、落札事業者と協議する。

ア) 1 か月 1 台あたり 5 G B（若しくは 5 G B 以上）のデータ通信量を含む。

イ) 調達する全ての回線をグループとして、データ通信量を追加費用や操作を要せずシェア（契約回線月額データ利用総量 128 G B 以上）する。

ウ) 前ア及びイを併用する。

④ ISP 利用料を含むこと。但し、本業務実施にあたり支障のない ISP とすること。
但し、端末回線個々のメールアドレスは必要としない。

⑤ データ通信量、利用料等を回線ごとに把握できる管理システムを設けること。この場合、管理者が Web ブラウザを用いて管理画面を利用できるものであること。

⑥ タブレット通信端末の端末管理サービス（以下、MDM と呼称）は、次の仕様を満たす MDM とし、利用開始日及び提供期間において提供すること。

ア) 利用する端末の使用制限を遠隔地の管理者から制御（リモートロック等）できること。

イ) 管理者が Web ブラウザを用いて管理画面を利用できること。また、管理画面でデータ通信回線の利用中断を行えること。

ウ) インターネット接続時に、自社のサービスにおいて可能な限りフィルタリングを実施すること。具体的には別途協議するものとする。

エ) MDM を使用するために必要な初期登録（構築）費用及び必要な使用料をすべて含めること。

⑦ 故障等においては、補償サービスを設けること。

⑧ 納品時点において、通信サービス及び MDM 管理、管理システムが利用できる状態であること。

⑨ 【別記 2】にて指定する通信用指定アプリを設け所用の設定を行い利用できるようにすること。

(3) 納入後においてタブレット初期操作説明会を 2 回開催すること。なお、説明会においては受講対象者 3 ～ 5 名につき一人程度のサポート要員を配置すること。

具体的説明会設定及び内容は、別途、落札事業者と協議のうえ定めるものとする。

(4) タブレット端末の初期設定の実施および導入業務の内容

① 初期設定に必要な事項は、本市と協議のうえ、設定すること。

② 本書にもとづき受注者は落札決定後速やかに導入の作業計画書を提出し本市へ説明を行うこと。

③ 端末機及び通信回線に必要な個別端末機 ID、回線番号等端末機・回線毎の所用事項を記した管理台帳を作成し、納品時に提出すること。また、タブレット名、管理番号、サポートダイヤル番号等、識別可能なラベルを端末機に張り付けること。

④ 端末機への各種設定手順書、故障時/紛失時の対応手順書、その他市が必要とする手順書を作成し、別に指定する必要部数を提出すること。

⑤ 本業務とは別に、本市が調達を実施した議会運営支援用システムであるアプリケーション（SideBooks）のインストール及び設定を行うこと。

（５）保守

① 紛失/盗難時には、玉名市と連携し、ロック・利用中断等の手続きについて必要な場合においてはサポートを行うこと。

② MDM運用に際し、必要なサポートを行うこと。

（６）その他

① ユニバーサルサービス料および消費税について、契約期間内において変更が生じた場合は当該変更後金額を適用するものとする。

② 第３項の準備期間にて生じる費用（キッティング費用を除く）は事業者側負担とする。

② その他、手数料及び初期設定（キッティング）費用、研修費用を含むこと。

６．見積事項

タブレット型端末の利用料のほか、初期設定費用、MDM費用、補償等費用、搬入納品、動作確認及び保守運用サポートならびに初期研修費用等、一切の経費を見積もるものとする。

（１）見積書の金額は、３６か月分の費用総額（税抜）を記入すること。

（この場合、ユニバーサルサービス料及び税について契約期間内において変更が生じた場合は、変更後の金額を適用するものとする。）

（２）見積内訳表（税抜）＜別記３＞を記入し、その総合計（税抜）を入札金額とする。

７．納入場所

熊本県玉名市岩崎１６３、玉名市役所 議会事務局内

８．納入期限

令和５年８月１日。但し、土・日・祝日にあたる場合は直後の平日とする。

９．検査検収

上記納入場所に受注者が直接納品し、通信サービス等の動作確認を行うこと。また、製品の保証書及び管理台帳を提出すること。

１０．請求及び支払い方法

請求及び支払方法については、以下の条件を満たすこと。

- (1) 月次請求は、全回線分を一括請求で毎月払いとし、本市に対し全回線分の総額がわかる請求書を送付すること。
- (2) 見積事項にもとづき記載した金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額を支払うものとする。
- (3) 初期費用の支払い方法については、落札事業者と協議のうえ決定する。

11. その他

- (1) 契約締結に伴い、通信契約等について事業者側様式にもとづく申込が必要な場合はこれに応ずるものとする。
- (2) 本仕様に定める納期について、やむを得ない事情が生じた場合は本仕様記載の納期にかかわらず双方協議のうえ定めるものとする。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項については、協議のうえで定めるものとする。

【別記 1】

端末	タブレット端末機（すべて同一製品の新品・同一色であること）
台数	24 台
機種（モデル）	iPad Pro 12.9 インチ（128GB）
OS	iPad OS
CPU	AppleM2 チップと同等若しくは同等以上
ストレージ	128GB 以上
重さ	700 g 以下
ディスプレイ	12.9 インチ（対角）
通信機器	5G 通信及び LTE 通信に対応していること。
無線 LAN	Wi-Fi 6E（802.11ax）
付属品	AC アダプタ及びケーブル
その他	適合する ApplePencil 及び SmartKeyboard に対応すること。

【別記 2】

項目	
通信用アプリ	WowTalk

【別記3】内訳表

項目	名称	数量	単価	月額 合計	月数	合計
初期費用	契約事務手数料	24				
	初期費用（キッティング）	24				
	タブレットカバー	24				
	タブレットディスプレイ 保護フィルム	24				
		24				
タブレット 賃借料	iPad Pro 12.9 インチ 128GB	24				
	補償サービス料	24				
		24				
回線使用料	基本使用料 （ISP・指定データ量含む）	24				
	MDM 利用料	24				
	通信アプリ利用料	24				
	ユニバーサルサービス料	24				
		24				
	計					
	消費税相当額					
	合計					